



教育委員会の概要

教育委員



委員長 小田原 榮
(おだわら さかえ)



委員 金山 滋美
(かなやま ますみ)



委員 和田 孝
(わだ たかし)



委員 星山 麻木
(ほしやま あさぎ)



教育長 坂倉 仁
(さかくら ひとし)

職 名	氏 名	現 任 期
委 員 長	小田原 榮	平成 22. 10. 1～ 平成 26. 9. 30
委 員 (委員長職務代理者)	金山 滋美	平成 23. 10. 1～ 平成 27. 9. 30
委 員	和田 孝	平成 24. 10. 1～ 平成 28. 9. 30
委 員	星山 麻木	平成 25. 10. 1～ 平成 29. 9. 30
教 育 長	坂倉 仁	平成 24. 10. 1～ 平成 28. 9. 30

歴代教育委員

(教育長は別掲)

平成 26 年 6 月 1 日現在

氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
坂 本 團 蔵	昭和 25. 11. 10	昭和 31. 9. 30	小 峰 實	昭和 49. 10. 1	昭和 53. 9. 30
今 井 亮 夫	25. 11. 10	31. 9. 30		53. 10. 1	57. 9. 30
助 川 捨次郎	25. 11. 10	27. 10. 4	木住野 哲 男	35. 12. 20	38. 9. 30
	27. 10. 5	31. 9. 30		38. 10. 1	42. 9. 30
安 嶋 嘉 彦	25. 11. 10	27. 10. 4		42. 10. 1	46. 9. 30
◎小 峰 實	25. 11. 27	26. 4. 29	堀 部 慶 治	39. 10. 1	43. 9. 30
	26. 5. 28	28. 6. 22		43. 10. 1	45. 2. 28
小 野 長 一	27. 10. 5	31. 9. 30	黒 沢 敬 子	40. 10. 1	44. 9. 30
◎岡 沢 吉 夫	28. 7. 20	30. 4. 29	依 田 忠 定	44. 10. 1	48. 9. 30
◎田 辺 留次郎	30. 5. 25	31. 9. 30		48. 10. 1	52. 9. 30
井 上 繁 市	30. 4. 1	31. 9. 30		52. 10. 1	56. 9. 30
小 方 吟 司	30. 4. 1	31. 9. 30	福 原 誠 一	45. 3. 25	47. 9. 30
清 水 泰 明	30. 4. 1	31. 9. 30		47. 10. 1	51. 9. 30
高 橋 文 吉	30. 4. 1	31. 9. 30		51. 10. 1	55. 9. 30
村 内 登久一	30. 4. 1	31. 9. 30		55. 10. 1	59. 9. 30
磯 間 林 蔵	30. 4. 1	31. 9. 30	今 井 信 子	46. 10. 1	50. 9. 30
富 田 護	31. 10. 1	32. 9. 9		50. 10. 1	54. 9. 30
尾 崎 知 三	31. 10. 1	32. 5. 9		54. 10. 1	58. 9. 30
河 西 重 蔵	31. 10. 1	34. 9. 30		58. 10. 1	62. 9. 30
佐 藤 文 男	31. 10. 1	35. 9. 30	大 塚 正 之	56. 10. 1	60. 9. 30
	35. 10. 1	39. 9. 30			57. 10. 1
小 澤 勇 貫	32. 10. 1	33. 9. 30	金 岡 秀 友	61. 10. 1	2. 9. 30
	33. 10. 1	35. 9. 13		2. 10. 1	6. 9. 30
井 上 郷太郎	32. 10. 1	35. 9. 13	出 構 熙	59. 10. 1	63. 9. 30
渡 井 重 源	34. 10. 1	35. 12. 17		63. 10. 1	4. 9. 30
池 田 三田男	35. 10. 1	36. 9. 30		4. 10. 1	8. 9. 30
	36. 10. 1	40. 9. 30	8. 10. 1	12. 9. 30	
小 峰 實	35. 10. 1	37. 9. 30	渡 邊 福 治	60. 10. 1	63. 10. 11
	37. 10. 1	41. 9. 30	村 内 歌 子	62. 10. 1	3. 9. 30
	41. 10. 1	45. 9. 30		3. 10. 1	7. 9. 30
	45. 10. 1	49. 9. 30		7. 10. 1	11. 9. 30

氏 名	就任年月日	退任年月日
田 中 俊 夫	昭和 63. 12. 13	平成 元. 9. 30
	平成 元. 10. 1	5. 9. 30
	5. 10. 1	9. 9. 30
岡 崎 邦 吉	6. 10. 1	10. 9. 30
	10. 10. 1	14. 9. 30
立 石 壽 意	9. 10. 1	13. 6. 14
中 橋 美智子	11. 10. 1	15. 9. 30
鳥 羽 洋	12. 10. 1	15. 3. 31
名 取 龍 藏	13. 10. 1	17. 9. 30
小田原 榮	14. 10. 1	18. 9. 30
	18. 10. 1	22. 9. 30
	22. 10. 1	
細 野 助 博	15. 10. 1	16. 9. 30
	16. 10. 1	20. 9. 30
齋 藤 健 児 ^(公)	15. 10. 1	19. 9. 30
川 上 剋 美	17. 10. 1	21. 9. 30
	21. 10. 1	25. 9. 30
水 崎 知 代 ^(公)	19. 10. 1	23. 9. 30
和 田 孝	20. 10. 1	24. 9. 30
	24. 10. 1	
金 山 滋 美 ^(公)	23. 10. 1	
星 山 麻 木	25. 10. 1	

※ 昭和 31 年 9 月 30 日までは公選制、昭和 31 年 10 月 1 日以降は任命制による委員

※ 公選制による委員のうち◎は議会選出委員

※ 氏名右上に“(公)”とあるのは、市民公募の結果任命された委員（平成 15 年 10 月 1 日より公募制導入）

歴代委員長

平成 26 年 6 月 1 日現在

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
助 川 捨次郎	昭和 25.12. 1	昭和 26.11.30	
小 峰 實	26.12. 1	27.11.30	
坂 本 團 蔵	27.12. 1	28.11.30	
今 井 亮 夫	28.12. 1	29.11.30	
岡 沢 吉 夫	29.12. 1	30. 4.29	
小 野 長 一	30. 5.27	30.11.30	
田 辺 留次郎	30.12. 1	31. 9.30	
尾 崎 知 三	31.10. 1	32. 5. 9	
河 西 重 蔵	32. 5.30	34. 9.30	
佐 藤 文 男	34.10.17	35. 9.30	
渡 井 重 源	35.10. 8	35.12.17	
佐 藤 文 男	36. 1.28	37. 2.26	
池 田 三田男	37. 2.27	38. 2.26	
小 峰 實	38. 2.28	57. 9.30	
福 原 誠 一	57.10.28	59. 9.30	
今 井 信 子	59.10. 1	61. 9.30	
金 岡 秀 友	61.10. 1	平成 2. 9.30	
出 構 熙	平成 2.10. 1	12. 9.30	
岡 崎 邦 吉	12.10. 1	14. 9.30	
中 橋 美智子	14.10. 1	15. 9.30	
名 取 龍 蔵	15.10. 1	17. 9.30	
小 田 原 榮	17.10. 3		

歴代教育長

※ (昭和 48. 1.10～昭和 48. 3.15 長澤教育次長が教育長の職務を代理)
(平成 24. 3.1～平成 24. 3.31 坂倉学校教育部長が教育長の職務を代理)

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
稲 森 禎 蔵	昭和 25.12. 1	昭和 26. 3.31	
後 藤 国 道	26. 4. 1	30. 9.30	
深 松 留 男	30.10. 1	30.10. 9	助役兼任
	30.11.25	31. 5.15	
野 口 彰	30.10.10	30.11.24	死亡による退任
	31. 5.16	31. 9.30	
佐 藤 慶 雄	31.10. 1	35. 9.30	
	35.10. 1	39. 9.30	
	39.10. 1	43. 9.30	
後 藤 聰 一	43.10. 1	47. 9.30	
	47.10. 1	48. 1. 9	
	48. 3.16	51. 9.30	
師 岡 春 治	51.10. 1	55. 9.30	
	55.10. 1	59. 9.30	
瀬 沼 満	59.10. 1	63. 3.31	
	63. 4. 1	63. 9.30	
西志村 光 治	63.10. 1	平成 4. 9.30	
	平成 4.10. 1	8. 9.30	
田 中 博	8.10. 1	12. 9.30	

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
成 田 一 代	平成 12. 10. 1	平成 16. 9. 30	
石 川 和 昭	16. 10. 1	20. 9. 30	
	20. 10. 1	24. 2. 29	
坂 倉 仁	24. 4. 1	24. 9. 30	
	24. 10. 1		

教育委員会の沿革

年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
昭和23. 7. 1	教育委員会法 公布	9. 25	事務局機構 (1室3課1所8係)
25. 6. 28	「八王子市教育委員会」設置を臨時市議会にて可決		庶務課を教育長室に統合、庶務係、調査係を置く
11. 10	第一回教育委員選挙 (公選)		管理課を新設、管理係、施設係を置く
12. 1	八王子市教育委員会発足		指導課を廃止し教育研究所に統合
	八王子市教育委員会事務局設置規則制定	10. 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行
	教育委員会所管学校等		任命制による教育委員会発足
	小学校9 分校1 中学校6	12. 26	八王子市教育委員会会議規則制定
	高等学校2 図書館1		八王子市教育委員会傍聴人規則制定
12. 6	教育委員会事務局機構議決 (2室3課7係)		八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則制定
	教育長室	32. 6	教育研究所天神町に移転
	管理課－庶務係、調査係、管理係	8. 31	市費支弁による八王子市立学校事務職員等に関する規則制定
	学務課－職員係、学務係		
	社会教育課－社会教育係、社会体育係	33. 6. 26	事務局機構 (1室3課1所8係)
	指導室		社会教育課に指導係を新設
12. 25	八王子市教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定		同課社会教育係に同課社会体育係を統合
	八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費等に関する条例制定	34. 4. 1	浅川町八王子市に合併
	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例制定		教育委員会事務局浅川分室設置
26. 3. 30	八王子市教育委員会表彰規程制定		合併により小学校1、分校2、中学校1校編入
6.	教育研究所を教育委員会事務局内に設置	10. 1	教育相談室を教育研究所に設置
10. 31	八王子市公立学校非常勤職員規則制定	35. 3. 31	八王子市奨学資金支給条例制定
27. 4. 1	事務局機構 (1室4課8係)	5. 30	八王子市立学校の管理運営に関する規則制定
	管理課を庶務課に改称	37. 3. 28	八王子市体育指導委員に関する規則制定
	指導室を指導課に改称、指導係を新設	3.	完全給食が小学校全校で実施となる
10. 5	第二回教育委員選挙 (公選)	4. 1	市立中央高等学校を東京都に移管
29. 4. 1	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定	6. 25	八王子市公民館条例制定
	社会教育委員設置	10. 1	八王子市公民館条例施行規則制定
	市立富士森高等学校を東京都に移管		八王子市公民館処務規則制定
4. 19	青年学級開設に関する規則制定		八王子市公民館開館
6. 3	学校給食法 公布	38. 6. 1	陵南会館開館 (旧御陵駅改造)
30. 1.	市立図書館東京都に移管	39. 3. 31	八王子市立学校設置条例制定
4. 1	六ヶ村八王子市に合併		八王子市陵南会館条例制定
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井村	4. 23	事務局機構 (1室3課1所9係)
	八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則制定		社会教育課に青少年対策係を新設
	教育委員会事務局分室設置	7. 23	八王子市陵南会館条例施行規則制定
	横山・元八王子・恩方・川口・加住・由井分室	8. 1	由木村八王子市に合併
	合併により小学校13、分校4、中学校6校編入		教育委員会事務局由木分室設置
6.	教育研究所大和田町に移転		合併により小学校3、中学校1校編入
7. 7	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例制定		由木会館開館 (旧由木村公民館)
	八王子市文化財専門委員設置	40. 3. 30	八王子市青少年委員に関する規則制定
31. 7. 1	八王子市青少年問題協議会条例制定	4. 1	八王子市青少年委員設置
8. 24	八王子市青少年問題協議会条例施行規則制定	5. 27	八王子市北八王子体育館条例制定
		5. 31	北八王子体育館設置
		6. 26	事務局機構 (4課1所10係)
			教育長室を庶務課に改称
			学務課に保健係を新設
		41. 6. 30	八王子市青年学級開設

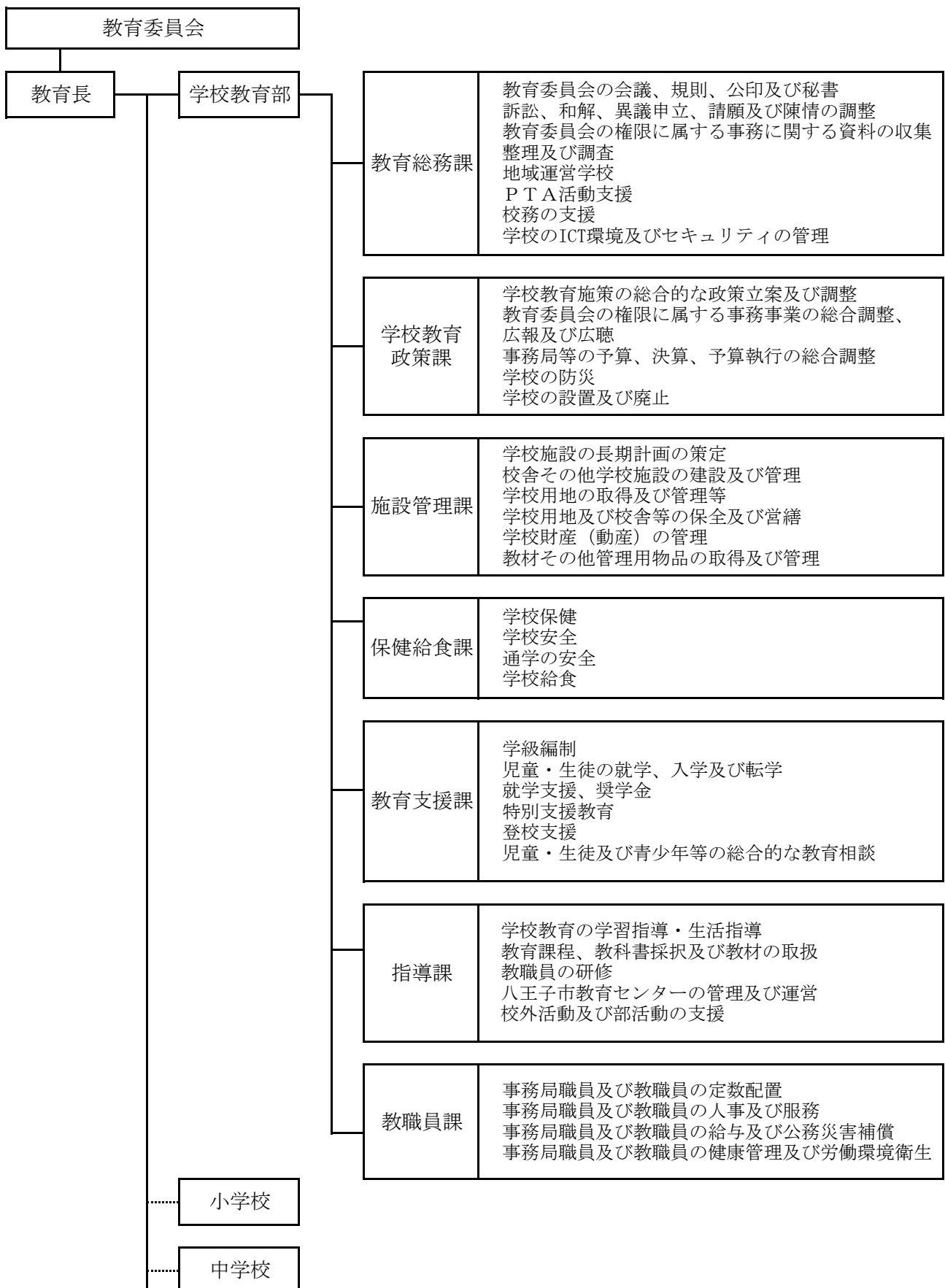
年月日	事項	年月日	事項
42. 4. 1	八王子市郷土資料館条例制定 八王子市郷土資料館条例施行規則制定 八王子市郷土資料館運営協議会規則制定 八王子市郷土資料館処務規則制定 八王子市郷土資料館開館	6. 2	管理課管理係を学務課管理係に、管理課施設係を施設課施設第一係、施設第二係に、学務課職員係を教職員課給与係に改組、又教職員課に人事係を新設
4. 10	八王子市婦人センター条例制定	51. 3. 31	教育委員会事務局北野分室設置 教育委員会事務局石川分室設置
5. 1	八王子市教育委員会公告式規則制定 教育委員会事務局教育次長制設置 八王子市教育委員会事務局処務規則制定	4. 1	八王子市姫木平少年自然の家条例制定 八王子市姫木平少年自然の家条例施行規則制定
6. 1	八王子市婦人センター条例施行規則制定 八王子市婦人センター運営委員会規則制定 八王子市婦人センター処務規則制定	7. 1	姫木平少年自然の家開設
6. 10	八王子市婦人センター開館	52. 3. 15	八王子市文化財保護条例改正
6. 16	八王子市教育委員会公印規則制定	4. 1	八王子市文化財保護条例施行規則改正 八王子市奨学審議会規則制定
7. 1	八王子市滝ガ原運動場条例制定 八王子市滝ガ原運動場設置	7. 1	八王子市文化財専門委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例を廃止
8. 5	八王子市滝ガ原運動場条例施行規則制定	53. 4. 1	八王子市立学校の通学区域に関する規則制定
43. 7. 13	事務局機構（5課1所12係） 学務課保健係及び社会教育課社会教育係から体育課を新設一体育係、保健係、給食係を置く 社会教育課青少年対策係を青少年係と改称	6. 5	教育委員会事務局館分室設置
44. 4. 1	在宅心身障害児家庭巡回教育開始	10. 1	市立学校の管理運営に関する主任制度発足
7. 14	東浅川交通公園開園	56. 5. 23	北八王子体育館公用廃止
45. 9. 1	八王子市奨学資金支給条例施行規則制定	6. 1	八王子市青少年育成指導員に関する規則制定
9. 14	八王子市教育委員会教育長事務決裁規程制定	7. 1	八王子市北八王子体育館条例、同施行規則廃止
9. 30	八王子市中田遺跡条例制定 八王子市中田遺跡条例施行規則制定 中田遺跡公園設置（市史跡） 由木会館公用廃止	8. 1	事務局機構（2部7課1所1館18係） 次長制度を廃止し、学校教育、社会教育の2部を設置 学校教育部 庶務課一庶務係、調査係 施設課一事業係、用地係、営繕係 施設第一係を事業係、営繕係に、施設第二係を用地係に改組
47. 4. 1	八王子市教育委員会職員の職名に関する規則制定 八王子市社会教育指導員に関する規則制定 八王子市社会教育指導員設置 八王子市白樺青少年の家条例制定		学務課一庶務係、学事係、心身障害教育係、契約管理係 学務係を庶務係、学事係、心身障害教育係に、管理係を契約管理係に改組 教職員課一人事係、給与係
6. 1	八王子市白樺青少年の家条例施行規則制定 八王子市白樺青少年の家設置		保健給食課一保健係、給食係 体育課保健係、給食係から改組 保健給食課新設
48. 6. 1	教職員相談室開設		教育研究所
11. 5	市立移動図書館車運行開始		社会教育部
49. 9. 20	八王子市民体育館条例制定		社会教育課一社会教育係、青少年係、文化財係
9. 30	八王子市民体育館条例施行規則制定 八王子市民体育館運営協議会規則制定 八王子市民体育館処務規則制定 八王子市教育センター条例制定 八王子市教育センター条例施行規則制定 八王子市教育センター処務規則制定		社会教育係を社会教育係と文化財係に改組、指導係廃止 体育課一体育係、施設係 施設係新設
10. 12	八王子市民体育館開館		図書館
11. 12	八王子市教育センター開館	59. 4. 1	東浅川交通公園を環境部交通安全課に移管
50. 1. 11	事務局機構（6課1所14係） 管理課、学務課を施設課、学務課、教職員課に改組	12. 28	八王子市中央図書館条例制定 八王子市中央図書館条例施行規則制定 八王子市中央図書館協議会条例制定

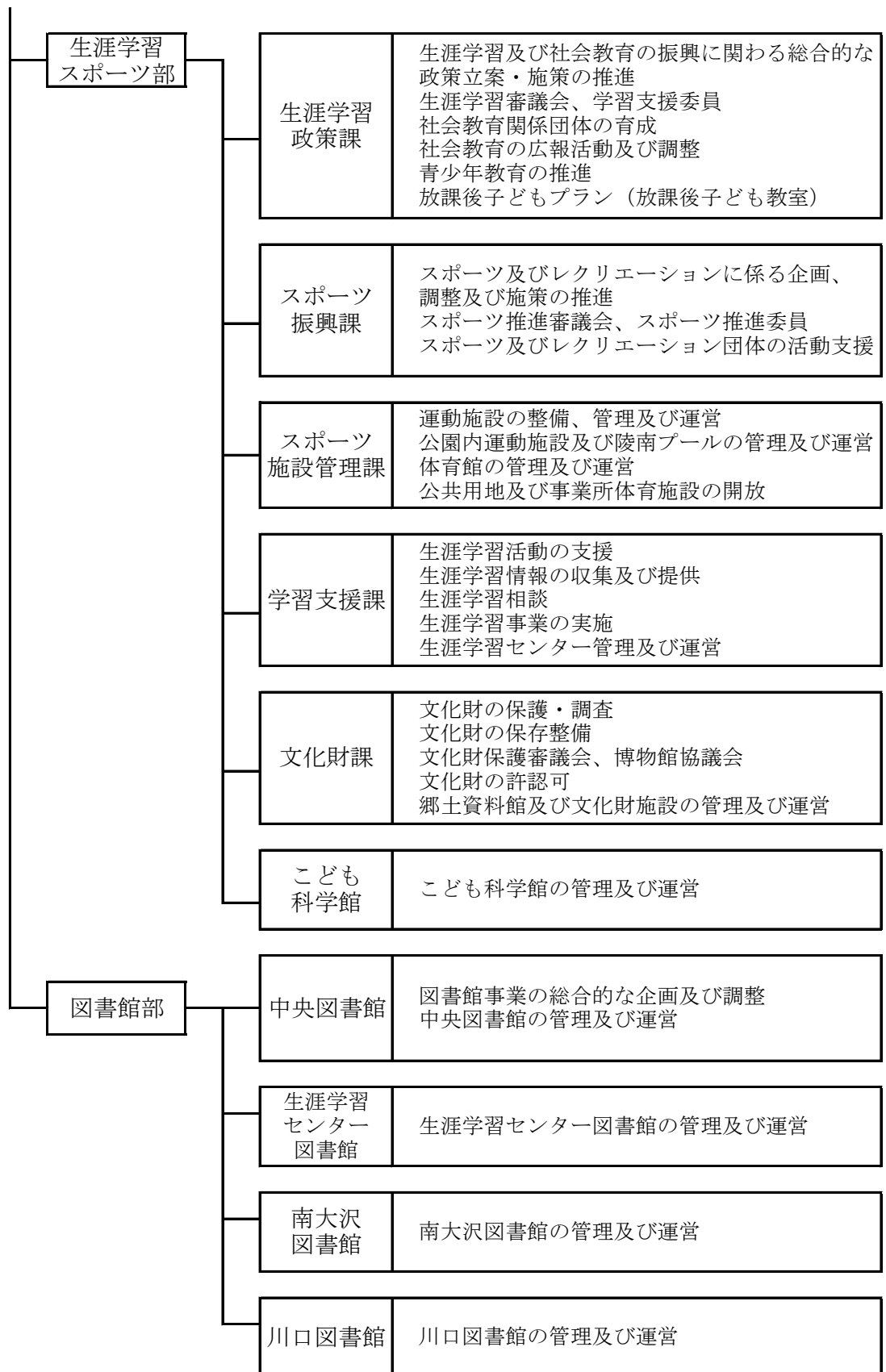
年月日	事項	年月日	事項
	八王子市中央図書館協議会条例施行規則制定	7. 1	教育委員会事務局南大沢分室を設置
	八王子市中央図書館処務規則制定	9.30	八王子市中央図書館協議会条例を廃止
60. 1.27	事務局機構（2部7課1所18係） 図書館を事務局から除き教育機関とする	10. 1	八王子市中央図書館協議会条例施行規則を八王子市図書館協議会規則に改称
6.21	八王子市中央図書館開館		八王子市中央図書館条例を八王子市図書館条例に改称
	八王子市滝ガ原運動場条例を八王子市運動場条例に改称		八王子市中央図書館条例施行規則を八王子市図書館条例施行規則に改称
8.15	八王子市運動場条例施行規則制定		八王子市中央図書館処務規則を八王子市図書館処務規則に改称
10. 1	下記規則を教育委員会規則から市規則に変更		八王子市南大沢公民館開館
	八王子市奨学資金支給条例施行規則	11. 1	八王子市南大沢図書館開館
	八王子市奨学審議会規則		八王子市白樺青少年の家条例を廃止
	八王子市婦人センター条例施行規則		八王子市白樺青少年の家条例施行規則を廃止
61. 3.31	八王子市婦人センター運営委員会規則		八王子市白樺青少年の家閉館
	八王子市社会教育委員の設置及び報酬並びに費用弁償に関する条例を八王子市社会教育委員の設置に関する条例に改称	9. 4. 1	八王子市川口公民館開館
63.12.27	八王子市子ども科学館条例制定		八王子市川口図書館開館
	八王子市子ども科学館条例施行規則制定		八王子市立学校の学童擁護員制度を廃止
	八王子市子ども科学館運営協議会規則制定	10.10	八王子市上柚木公園陸上競技場開設
	八王子市子ども科学館処務規則制定	10. 4. 1	八王子市立学校適正配置等審議会条例制定
平成元. 1.26	改元に伴う関係規則の整理に関する規則制定		八王子市立学校適正配置等審議会条例施行規則制定
1.28	八王子市子ども科学館開館	11. 4.30	八王子市立学校事案決定規程制定
12.26	八王子市絹の道資料館条例制定	7. 5	八王子市婦人センターを市長部局へ移管
2. 2.13	教育委員会事務局由木東分室設置		八王子市婦人センター処務規則を廃止
3. 1	八王子市絹の道資料館条例施行規則制定		教育委員会事務局八王子駅前分室を設置
3. 4	八王子市絹の道資料館開館	10. 1	八王子市中央公民館開館（公民館移転及び名称変更）
7. 5	八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定		八王子市公民館横山分館を閉館（市民集会所へ）
7. 9	事務局機構（2部7課1所17係） 施設課－施設係、営繕係 事業係、用地係を施設係に改組 体育課－施設係を運動施設係に改称 公民館－事業係、庶務係を廃止	12. 4. 1	八王子市生涯学習センター図書館開館
9. 1	恩方郷土学習室開設		事務局機構（2部6課17係） 学校教育部の教職員課・教育研究所を改組し、指導室を設置
3. 3. 1	敬称の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定		社会教育部社会教育課文化財係を廃止し、一部事務を除き郷土資料館へ統合
4. 3.31	八王子市青少年育成指導員に関する規則廃止		指導室－指導係、人事係、給与係
5. 7.18	八王子市民体育館条例を八王子市体育館条例に改称		社会教育課－社会教育係、青少年係
	八王子市民体育館条例施行規則を八王子市体育館条例施行規則に改称		八王子市市立学校教職員服務規程制定
	八王子市民体育館運営協議会規則を八王子市体育館運営協議会規則に改称		八王子市教育委員会事務局分室設置等に関する規則を廃止
	八王子市民体育館処務規則を八王子市体育館処務規則に改称		八王子市教育委員会事務局分室長処理事項規程を廃止
6. 4. 1	八王子市甲の原体育館開館	10. 1	八王子市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則制定
	都立八王子小児病院内に院内学級を開設	10.25	青年学級開設に関する規則を廃止
8. 1	八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則制定	13. 4. 1	八王子市上柚木公園野球場開設
7. 4. 1	八王子市立学校の警備に関する規程を廃止		八王子市立学校校内余裕教室の試行開放を開始
8. 4. 1	八王子市教育委員会請願処理規則制定		学校インターンシップを実施
	八王子市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則制定	6. 1	八王子市上柚木公園テニスコート開設
4.30	恩方郷土学習室閉鎖	7.23	事務局機構（2部5課1室2係） 施設課、学務課、保健給食課を廃止し、財務課、学事課を新設。体育課を除く事務局4課1室で主査制を導入
			学校教育部
			庶務課－庶務係、調査係を廃止

年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
	財務課	18. 3. 25	富士森公園クーバー・フットボールパークをオープン（市民プール跡地の民設民営施設）
	学事課	18. 7. 1	中央図書館北野分室開室
	指導室－指導係、人事係、給与係を廃止	19. 2. 7	八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定
	社会教育部	19. 2. 22	八王子市学習支援委員会に関する規則
13. 12. 10	社会教育課－社会教育係、青少年係を廃止	19. 3. 28	八王子市生涯学習センター条例改正 生涯学習関連の審議会等の統廃合を実施
14. 4. 1	八王子市教育委員会ホームページの開設		制定 八王子市生涯学習審議会条例
	八王子市姫木平少年自然の家条例を八王子市姫木平自然の家条例に改称		八王子市スポーツ振興審議会条例
	八王子市教育委員会教育目標を全面改定		八王子市博物館協議会条例
14. 4. 3	相模原市との図書館相互利用開始		改正 八王子市図書館条例
14. 4. 17	滝ガ原運動場管理棟の竣工		八王子市こども科学館条例
15. 4. 21	ジュニアマイスタースクール(仮称)構造改革特区認定される		八王子市郷土資料館条例
15. 5. 1	クリエイトホール及び学園都市センターの通年開館		八王子市体育館条例
	八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則制定	廃止	八王子市社会教育委員の設置に関する条例
15. 5. 29	八王子市教育委員会の権限委任に関する規則設定		八王子市公民館条例
	八王子市教育委員会教育長に対する事務委任規則廃止	19. 4. 1	東浅川小学校、第六中学校、宮上中学校に学校運営協議会を設置
	八王子市教育委員会事案決定規定設定	19. 6. 30	八王子市公民館条例施行規則廃止
15. 8. 11	八王子市立学校の通学区域に関する規則を廃止		八王子市社会教育委員の設置に関する条例施行規則廃止
15. 8. 18	八王子市教育センター処務規則、八王子市公民館処務規則、及び八王子市郷土資料館処務規則を廃止		八王子市こども科学館運営協議会規則廃止
	事務局機構（2部1室7課）主査制		八王子市図書館協議会規則廃止
	学校教育部庶務課を教育総務課に、財務課を施設整備課に改称、教育センターを指導室に統合	19. 7. 1	八王子市体育館運営協議会規則廃止
	社会教育部を、生涯学習スポーツ部に改称、社会教育課を廃止し、生涯学習総務課を設置、一部事務を除く社会教育課と推進課の生涯学習担当を統合		八王子市郷土資料館運営協議会規則廃止
	学習支援課を設置、生涯学習センター、中央、南大沢、川口公民館を統合	19. 7. 1	八王子市青少年委員に関する規則廃止
	体育課をスポーツ振興課に改称		生涯学習センターの施設を統合
	市民体育館、甲の原体育館を体育館に統合		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館に改称
	社会教育課文化財担当と郷土資料館を統合し、文化財課を設置	19. 10. 28	八王子市生涯学習審議会、八王子市博物館協議会、スポーツ振興審議会、八王子市学習支援委員を設置
	中央、生涯学習センター、南大沢、川口各図書館を図書館に統合	20. 3. 23	町田市との図書館相互利用を開始
15. 9. 10	市立移動図書館車運行終了	20. 4. 1	こども科学館のプラネタリウム機を更新
15. 10. 1	教育委員の市民公募制を導入		陶鎔小学校、浅川小学校、元八王子中学校、城山中学校に学校運営協議会を設置
15. 11. 1	相模湖町・藤野町との図書館相互利用開始（両町はのちに相模原市と合併）	20. 8. 1	教頭を廃し副校長を設け、また、主幹教諭を設けた
16. 1. 13	高尾山学園プレ開校	21. 4. 1	京王線沿線7市（八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）で図書館相互利用開始
16. 4. 1	高尾山学園小学部・中学部開校		生涯学習センター南大沢分館・生涯学習センター川口分館の開館日の拡充
	緑が丘小学校開校		あきる野市との図書館相互利用開始
	松が谷小学校・三本松小学校の統合		21. 4. 1
17. 3. 24	八王子市陵南会館条例施行規則を廃止する規則制定		梶田小学校、中山小学校、宮上小学校、下柚木小学校、第一中学校、陵南中学校に学校運営協議会を設置
17. 4. 1	副校長制の呼称を設定し、八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正	21. 4.	八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、みなみ野小学校及びみなみ野中学校を小中一貫校、八王子市立みなみ野中学校として開校
17. 11. 28	地域安全指導員（スクールガードリーダー）の学校巡回を開始	22. 2. 24	市立中学校において、「弁当併用デリバリーランチ方式」による中学校給食を開始
			八王子市教育振興基本計画「ゆめおり教育プラン」策定

年 月 日	事 項	年 月 日	事 項
22. 4. 1	事務局機構（2部8課） 指導室を指導課に改称 第七小学校、館小学校、加住小学校、愛宕小学校、館中学校、加住中学校、浅川中学校、松木中学校に学校運営協議会を設置 八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、加住小学校及び加住中学校を小中一貫校、八王子市立加住小中学校として開校		
23. 4. 1	事務局機構（2部8課1室） 生涯学習スポーツ部に国体推進室を設置 八王子市私立高等学校入学資金助成条例廃止 長房小学校、柏木小学校、南大沢小学校、松木小学校、長池小学校、南大沢中学校に学校運営協議会を設置 八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、館小学校及び館中学校を小中一貫校、八王子市立館小中学校として開校 戸吹最終処分場跡地に戸吹スポーツ公園をオープン		
24. 4. 1	横山第一小学校、上川口小学校、恩方中学校、由木中学校に学校運営協議会を設置 八王子市立学校の管理運営に関する規則を改正し、第六小学校及び第三中学校を小中一貫校、八王子市立いづみの森小中学校として開校		
24. 6. 25	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設条例制定		
24. 10. 20	八王子市国史跡八王子城跡ガイダンス施設開館		
25. 4. 1	第二小学校、高倉小学校、高嶺小学校、ひよどり山中学校、由井中学校、中山中学校に学校運営協議会を設置 高尾山学園に公募による民間人校長が着任		
25. 8.	事務局機構（3部1室12課5館） 学校教育部を4課体制から7課体制に、生涯学習スポーツ部を4課1室体制から国体推進室を時限の部として独立させ、5課1館体制に改める 新たに図書館部を設置 統括指導主事を部に置くことに改める		
26. 3.	八王子市スポーツ推進計画を策定		
26. 3. 20	八王子市いじめ防止基本方針を策定		
26. 3. 31	国体推進室を廃止		
26. 4. 1	第五小学校、清水小学校、宇津木台小学校、式分方小学校、由井第三小学校、横山中学校、川口中学校に学校運営協議会を設置		

教育委員会の機構





（平成26年4月現在）

教育定例会開催状況（平成25年度）

教育委員会開催回数 20回（定例会 20回 臨時会 0回）

事項別審議状況

		市議会提出議案の審議	規則等の制定・改正	各種委員の委嘱等	教育財産の用途廃止	事務局等職員人事	教職員人事	教育委員会表彰	その他	小計	選挙	審査請求	請願	協議事項	報告事項	教育長任命	合計
第1回	4/10		2				1		1	4					4		8
第2回	4/24		1							1					3		4
第3回	5/8									0					3		3
第4回	5/22								1	1					2		3
第5回	6/5		1	4		1			1	7					6		13
第6回	7/10									0					5		5
第7回	7/24	2		2			1		1	6				1			7
第8回	8/7	1	7							8					6		14
第9回	8/28	1				1				2					3		5
第10回	9/11						1			1				2	7		10
第11回	10/1									0	2				1		3
第12回	10/16	1	1	1					2	5					8		13
第13回	11/13	2						1	1	4				1	4		9
第14回	11/27						1			1				1	6		8
第15回	12/11		1							1				1	3		5
第16回	1/15		1			1	1		1	4					6		10
第17回	1/29	1	1			1			1	4					7		11
第18回	2/12						2		1	3					5		8
第19回	2/26		2	1			2	1	2	8					8		16
第20回	3/20		7	1			2	1	2	13				1	8		22
		8	24	9	0	4	11	3	14	73	2	0	0	7	95	0	177

各種委員会等

平成26年4月23日現在

名 称	目 的	委員数	委員の構成	任 期
奨学審議会	奨学生の選考その他奨学金支給事業の円滑かつ適正な運営。 (昭和60年 9月30日 規則第34号)	13 (13)	市議会議員 7 市立中学校長 1 都立高等学校長 1 私立高等学校長 1 商工業関連団体を代表する者 2 市内中学校の生徒の保護者 1	2
八王子市立学校 就学検討委員会	市立学校に在籍する児童生徒に対して適切な教育支援が行われるよう検討。 (昭和54年 9月10日 要綱)	129	医師 公立学校関係職員 福祉施設関係職員 その他	1
相談学級入退 級指導委員会	心因的理由により通常の学級において不適応を起し、不登校状態となっている生徒に対して適切な教育措置を行うための検討。 (昭和62年 3月 6日 要綱)	8	相談学級設置校校長 高尾山学園校長 相談学級担当教諭 教育支援課長 統括指導主事 指導主事 専門幹 教育支援課主査(相談担当)	その職に ある期間
生涯学習審議会	教育委員会の諮問に応じ、生涯学習の振興に必要な調査研究、諸計画の立案を行うほか、生涯学習施策の事業評価等について審議し、意見を述べる。 (平成19年 3月28日 条例第32号)	13 (16 以内)	学校教育及び社会教育関係者 8 学識経験者 3 公募による市民 2	3
学習支援委員	生涯学習活動の支援及び相談、学習情報の収集及び提供、また生涯学習関係団体の連携等、市民の生涯学習の振興を図る。 (平成19年 2月22日 教育委員会規則第4号)	20 (24 以内)	生涯学習関係者 16 公募による市民 4	3
スポーツ推進 審 議 会	教育委員会の諮問に応じ、スポーツ施設及び設備に関して、また指導者の養成・団体の育成等に関して調査審議し、建議する。 (平成19年 3月28日 条例第34号)	14 (15 以内)	市内スポーツ関係者 7 障害者スポーツ関係者 1 学校体育関係者 2 上記以外の学識経験者 2 公募による市民 2	3

スポーツ推進委員	<p>市民のスポーツの推進に関し、スポーツに対する市民の関心及び理解を深め、スポーツの実技の指導及び助言を行う。また、総合型地域スポーツクラブ等、市民のスポーツ推進のための組織の育成、学校等の教育機関の行うスポーツに関する行事及び事業に協力する。</p> <p>(平成26年4月23日 教育委員会規則第6号)</p>	<p>35 49 以内</p>	市内23地区から原則各地区2名	3
文化財保護 審議 会	<p>教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。</p> <p>(昭和52年 3月15日 条例第6号)</p>	<p>13 14 以内</p>	文化財に関し広くかつ高い識見を有する者	3
博物館協議会	<p>八王子市子ども科学館及び八王子市郷土資料館の管理運営に関して調査協議し、教育委員会に意見を述べる。</p> <p>(平成19年 3月28日 条例第33号)</p>	<p>10 10 以内</p>	<p>学識経験者 6 公募による市民 4</p>	3

※ () は定数

教育委員会の職員数

平成26年5月1日現在

	職 員 数													内 訳										合 計	嘱 託 員		
	行 政 職										技 能 労 務 職			合 計	嘱 託 員												
	部 長・参事・室長	課 長	専 門 幹 事	課 長 補 佐	主 査	副 主 査	主 任 員	小 計	指 導 主 事	業 務 副 主 査	業 務 主 任 員	小 計	合 計			一 般 行 政 職	一 般 行 政 職 (再任用)	一 般 行 政 職 (任期付短時間)	土 木 作 業	営 繕 作 業	給 食 調 理	学 校 用 務	技 能 労 務 職 (再任用)				
学校教育部		2						2				0	2	2									2				
	教育総務課		1		1	2	12	4	20			0	20	18	1	1							20	2			
	学校教育政策課		1	1	1			1	2	6		0	6	5		1							6				
	施設管理課		1		1	3	11	9	25			0	25	25									25				
	保健給食課		1			3	8	4	16			0	16	16									16				
	教育支援課		1	1		5	7	3	17			0	17	16	1								17	22			
	指導課		1			3	6	2	12	11		0	23	22	1								23	18			
	教職員課		1			3	8	5	17			0	17	17									17				
	学校教育部付					1	9		10			0	10	10									10				
	学校教育部付 組合専従						1		1			0	1	1									1				
部 計		2	7	2	3	20	0	63	29	126	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	42				
生涯学習スポーツ部		1						1				0	1	1									1				
	生涯学習政策課		1			3	2	5	11			0	11	11									11	1			
	スポーツ振興課		1	1		3	1	4	10			0	10	9	1								10	2			
	スポーツ施設管理課		1			4	2	4	3	14	3	2	5	19	13	1		4				1	19	7			
	学習支援課		1		1	3	5	4	14			0	14	14									14	22			
	文化財課		1			4	3	4	12			0	12	11	1								12	9			
	こども科学館		1	1			5		7			0	7	5	2								7	3			
部 計		1	6	2	1	17	2	20	20	69	0	3	2	0	0	0	4	0	0	0	0	1	74	44			
図書館部		1						1				0	1	1									1				
	中央図書館		1			4	13	5	23			0	23	21	2								23	23			
	生涯学習センター図書館		1			3	8	3	15			0	15	15									15	16			
	南大沢図書館		1			2	4	2	9			0	9	9									9	8			
	川口図書館		1			2	3		6			0	6	6									6	5			
	部 計		1	4	0	0	11	0	28	10	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	52			
小学校					5	40	36	81	66	105	171	252	40	11		30		90	52	29		252					
中学校				1	1	5	16	23	13	24	37	60	3	4	16				28	9		60					
合 計		4	17	4	5	54	2	156	111	353	11	82	131	0	213	577	291	25	2	46	4	0	90	80	39	577	138

- ※ 指導主事11名の内、5名は市費負担職員（統括指導主事2名、固有指導主事3名）
- ※ 学校教育部付は、学校事務職員として学校に勤務（小学校6名、中学校4名）
- ※ 学校職員は都費負担職員を除く
- ※ この表は、実際の配置ではなく、所属による区分で集計